

各支給認定保護者の皆様

令和7年3月

学校法人 育美学園

育美幼稚園

### 令和6年度 施設型給付費等の額に係る法廷代理受領の通知について

本園は、法令（\*1）に基づき、横浜市から「令和6年度 施設型給付費等」を法定代理受領（\*2）いたしましたのでご報告（\*3）いたします。これは、あくまで実績を報告するものであり、支給認定保護者に負担の支払い等は発生致しません。

具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただきますようお願い致します。

- \*1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- \*2) 施設型給付費（子ども・子育て支援法に基づく）とは、行政から支給認定保護者に給付されるものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法廷代理受領」と呼んでいます。
- \*3) 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項により、法定受領した施設型給付費等の額については、支給認定保護者に通知しなければならないことになっています。